- 1. 重要な会計方針
- (1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

有形固定資産・・・・・・・・・・・・・取得原価 ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

- ア 昭和59年度以前に取得したもの・・・・・再調達原価
- イ 昭和 60 年度以降に取得したもの 取得原価が判明しているもの・・・・・取得原価 取得原価が不明なもの・・・・・・再調達原価
- (2) 有形固定資産等の減価償却の方法
 - ①有形固定資産・・・定額法
 - ②リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

- ・・・リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法
- (3) 引当金の計上基準及び算定方法
 - ①退職手当引当金 期末自己都合要支給額を計上しています。
 - ②賞与等引当金

翌年度6月支給の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費用 相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計 上しています。

- (4)リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額 が300万円以下のリース取引の処理方法
 - ・・・通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。
- (5) 資金収支計算書における資金の範囲

現金及び現金同等物

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する 資金の受払いを含んでいます。

(6) その他

物品については取得価格が50万円以上の場合に資産として計上しています。

2. 追加情報

対象範囲 (対象とする会計名)

一般会計

出納整理期間について、出納整理期間が設けられている旨(根拠条文を含みます。) 及び出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度 末の計数としている旨地方自治法292条において準用する同法235条の5に 基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金 の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。